

社発第 T-195 号  
平成 22 年 9 月 21 日

貸借取引参加者  
代表者 殿

日本証券金融株式会社  
取締役社長 増 淵 稔

ジャスダック市場向け貸借取引貸付の終了に伴う  
貸借取引貸出規程の一部改正等について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、既にお知らせいたしておりますとおり、当社は、平成 22 年 10 月 12 日付けで実施される(株)大阪証券取引所の開設するジャスダック市場とヘラクレス市場の市場統合をもって、ジャスダック市場向け貸借取引貸付を終了することとしておりますが、今般、これに伴う貸借取引貸出規程の改正を下記 1. のとおり行うとともに、同貸付にかかる諸契約の失効手続きを下記 2. のとおり行わせていただくことといたしましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

1. 「貸借取引貸出規程」の一部改正

平成 22 年 10 月 16 日付けで**別紙 1** のとおり改正いたします。

2. ジャスダック市場向け貸借取引貸付にかかる諸契約の失効

(1) 契約の失効

貴社と締結している**別紙 2** に記載の諸契約を平成 22 年 10 月 16 日付けで失効させていただきます。なお、当該契約は、ジャスダック市場向け貸借取引貸付の終了に伴い当然にその存在意義を失うものでありますので、当該契約の失効を証する書面の取り交わしについては省略させていただきますたく存じます。

つきましては、今回の諸契約の失効について異議がございましたら、平成 22 年 10 月 6 日(水)までに「本件に関するお問合せ先」までその旨をお申し出いただきますようお願い申し上げます。同日までに異議のお申し出がない場合は、今回の諸契約の失効についてご承認いただけたものとさせていただきます。

(2) 未決済債権債務の取扱い

上記 (1) の契約失効時におけるジャスダック市場向け貸借取引貸付に付随する権利・配当等の未決済分にかかる債権債務(以下「未決済債権債務」という。)の取扱いにつきましては、当該契約の失効にかかわらず、なお従前の例によるものとし、後日当社との間で東京証券取引所向け貸借取引貸付にかかる更新差金等と合算して決済させていただくものといたします。

なお、未決済債権債務の残高につきましては、従前どおり当社からの交付書面または日証金ネットにてご確認いただきますようお願いいたします。

(3) ジャスダック市場向け貸借取引貸付にかかる融資限度額の取扱い

上記(1)の契約失効に伴い、貴社のジャスダック市場向け貸借取引貸付にかかる融資限度額を平成22年10月16日付けで回収させていただきます。

以 上

<本件に関するお問合せ先>

貸借取引部 貸借取引課

TEL (03) 3666-3472

別紙2は添付省略

## 「貸借取引貸出規程」の一部改正新旧対照表

下線部分が改正箇所

改正案	現 行
<p>第1条 この規程は、当社が、つぎの各号に掲げる者のうち株式会社日本証券クリアリング機構（以下「清算機関」という。）の清算資格を有する者に対し、株式会社東京証券取引所、証券会員制法人札幌証券取引所または証券会員制法人福岡証券取引所（以下「取引所」という。）が開設する取引所金融商品市場（以下「金融商品市場」という。）において成立した信用取引等にかかる普通取引その他の金融商品市場取引（以下「金融商品市場取引」という。）の決済に必要な金銭または有価証券を金融商品市場の決済機構を利用して貸し付ける（以下この貸付けを「貸借取引」という。）場合に必要とする事項を定めるものとする。なお、本規程中の用語については、本規程中に別段の定めがある場合を除き、金融商品取引に関する法令、取引所の諸規則または清算機関の諸規則に定める定義が適用されるものとする。</p> <p>(1) ～ (3) (現行どおり) (削 る)</p> <p>(4) ～ (5) (現行どおり)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>2 前項の約諾書を差し入れた者（以下「貸借取引参加者」という。）が前条第4号または第5号に掲げる者に該当する場合には、当該貸借取引参加者は、前項の約諾書のほか、別に定める「清算取次貸借取引等に関する約諾書」を、あらかじめ当社に差し入れなければならない。</p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成22年10月16日から実施する。ただし、株式会社大阪証券取引所が開設する取引所金融商品市場において成立した金融商品市場取引にかかる貸借取引については、同年10月8日を借入れ申込みの最終期限とし、同年10月12日を返済申込みの最終期限とする。</p>	<p>第1条 この規程は、当社が、つぎの各号に掲げる者のうち株式会社日本証券クリアリング機構（以下「清算機関」という。）の清算資格を有する者に対し、株式会社東京証券取引所、証券会員制法人札幌証券取引所、<u>証券会員制法人福岡証券取引所または株式会社大阪証券取引所</u>（以下「取引所」という。）が開設する取引所金融商品市場（以下「金融商品市場」という。）において成立した信用取引等にかかる普通取引その他の金融商品市場取引（以下「金融商品市場取引」という。）の決済に必要な金銭または有価証券を金融商品市場の決済機構を利用して貸し付ける（以下この貸付けを「貸借取引」という。）場合に必要とする事項を定めるものとする。なお、本規程中の用語については、本規程中に別段の定めがある場合を除き、金融商品取引に関する法令、取引所の諸規則または清算機関の諸規則に定める定義が適用されるものとする。</p> <p>(1) ～ (3) (省 略)</p> <p><u>(4) 株式会社大阪証券取引所のジャスダック取引参加者</u></p> <p>(5) ～ (6) (省 略)</p> <p>第2条 (省 略)</p> <p>2 前項の約諾書を差し入れた者（以下「貸借取引参加者」という。）が前条第5号または第6号に掲げる者に該当する場合には、当該貸借取引参加者は、前項の約諾書のほか、別に定める「清算取次貸借取引等に関する約諾書」を、あらかじめ当社に差し入れなければならない。</p>